

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案（25件）

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
3	関西広域連合	B 地方に 対する規制 緩和	11_その他	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の範囲が広域連合の事務に密接に関連する国の事務に限定され、要請権を実質的に行使できないことから、要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準・手順等の明確化等	国に移譲を要請できる事務の範囲が広域連合の事務に密接に関連する国の事務に限定され、要請権を実質的に行使できないことから、要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準・手順等の明確化等	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事にし対し事務の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合の長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(同法第291条の2第4項)とされているが、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在扱っている事務と密接に関連する事務に限定されている。 このため、要請権行使しようとする広域連合側には、国から移譲を求める事務・権限に関連する一定の事務をあらかじめ構成団体から持ち寄ることに関する構成団体の合意形成、広域連合規約の変更(全構成団体議会の議決が必要)等の相当な負担が求められる一方で、要請を受けた国側については、要請を尊重して十分検討することが期待されるとしており、処理スキームは全く整備されておらず、要請を受け入れないと判断してもその理由を公表する義務もない。 このように、現行制度が「密接に関連する事務」に限定するのは、現実的かつ真摯な権限移譲要請の担保、要請受入後の実施体制整備といった趣旨とされるが、広域連合側の負担と要請後の実現可能性が全く不釣り合いであるため、要請権の行使により国から権限移譲を受ける一定の蓋然性が見い出せず、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、実質的に行使に着手できない形骸化した制度となっている。	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項、第291条の2第4項	総務省	-	移譲を要請できる範囲の拡大を求める点については、過去の提案募集(平成26年提案募集管理番号66、平成29年提案募集管理番号235)において議論されたが、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)等には、本件に関する内容は記載されなかった。平成28年管理番号235の第1次回答において、総務省は「広域連合が国や都道府県に対して広域連合が処理することとするよう要請する事務を、当該広域連合の処理する事務」「密接に関連するもの」に限ることとする規定は、①広域連合の制度が事務の受け入れ体制の整備を大きな目的の一つとして創設されたものであり、事務・事業の分配が着実に進んでいくことが強く望まれることから、広域連合が行う要請は現実的で真摯なものであるべきであり、また、仮に要請が受け入れられれば、速やかに実施できる体制が広域連合側に整えられていることが望まれること②広域連合による要請については当該広域連合を組織する地方公共団体が法上関与し得ないことから、要請できる範囲を予測可能なものとしておくことが適当であると考えられることといった趣旨から設けられたものである。本件においては、平成26年度も同様の提案があり、その後の関西広域連合からの意見聴取及び関係府省との協議を踏まえ、閣議決定に至らなかったものである。その後の事情変更も認められないことから、本提案については既に検討済みであると認識している。」とされている。 本件についてはその後情勢の変化や新たな支障事例等改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。 また、移譲を要請できる事務の基準・手順等の明確化を求める点については、平成7年6月15日付け自治行第51号自治区行政局行政課長通知にて要請の際の具体的な手順が一定程度示されていてこれを参考すると制度改正の必要性や事務上の具体的な支障が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
26	大府市	B 地方に 対する規制 緩和	05_教育・文 化	教育委員会への社会教育主事の必置規定の見直し	社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九条の二の教育委員会事務局への社会教育主事の必置規定の緩和を求める。	【現行制度】 社会教育法第九条の二において、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を必ず置くことと規定されている。 【支障事例・制度改正の必要性】 地域にネットワークを持つ社会教育主事は、今後行政が施策を進める上でますます重要な存在と位置付けられてきている。社会教育の事務を首長部局に移管し自治体は多い。当市においても、他の行政分野と一体的に推進することでより充実した市民サービスを実現するため、地域活動の拠点である公民館をはじめ、以前教育委員会で行っていた社会教育の半分以上の事務を首長部局に移管し、教育委員会に社会教育主事を必置とすることの必要性が低くなってしまい、柔軟に人事配置ができることが支障となっている。実際に当市では、社会教育主事の資格を有する職員9人の内必ず1名を教育委員会に主として配置する必要が生じている。また、社会教育主事は現状、各市町村で貴重な存在である中、社会教育主事の資格を有する職員全員を、首長部局を主として配置したいとすると、新たな職員に3年間の実務経験に加え40日間の社会教育主事講習へ派遣し資格を取得させる必要がある。限られた人員体制で、社会教育主事を増やすことは困難となってきているため、教育委員会へ必置とすることの見直しが必要である。当市では、教育委員会が本庁舎、公民館は各地区にあり、事務所が離れていたため、現在認められている教育委員会を主とする兼務体制では、本務以外で多岐にわたる社会教育主事の役割を全うすることが現実的に困難であり、支障の解決策につながらないと考えている。 また、令和4年に愛知県内近隣14自治体に對し本支障に関する照会を本市が行ったところ、2自治体で同様の支障が生じていた。 【支障の解決策】 市町村の判断により、社会教育主事を教育委員会事務局に置かず、首長部局に置けるよう、社会教育法9条の改定を求める。	社会教育法第9条の2	文部科学省	羽後町、岡山県、広島市、高松市、高知県	令和2年提案募集管理番号95から支障等の変化はなく、措置を実現する場合、政治的中立性の担保が焦点となり、それを覆すだけの支障が生じているとは見受けられない。また、提案団体の望む社会教育主事の自長部局での活用は、既に一定の要件のものと(教育委員会との併任)認められており、これを踏まえた上で、なお首長部局に社会教育主事を配置するだけの理由が不明確であるため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

30	大府市	B 地方に に対する規制 緩和	05 教育・文 化	補欠の教育長の任期の見直し	<p>【現行制度】 現行の法律に補欠の教育長の残任期間の規定があり、任期の開始日を変更することができない。任期の開始日を変更する場合は、現教育長の任期終了後、教育長をあえて一時不在にするしかない状況である。</p> <p>【制度改正の必要性】 全国の市区において、教育長の任期開始日が4月1日ではない自治体は440(55%)あり、同様の課題を抱えている自治体は全国に多く存在している。 当市教育委員会においても、教育長の任期開始日は10月1日である。教育長の選任に当たっては、教育行政に關し識見を有する多様な人材から最もふさわしい者を任命するべきであるが、任期開始日次第では、候補者の選択肢が限定されてしまっている。</p> <p>なお、教育長と同様に、議会の手続きを経て選任する教育委員、選舉管理委員、農業委員、公平委員及び固定資産評価審査委員会委員についても、補欠の者の任期は残任期間とすることが法律で定められているが、これらの委員は非常勤特別職である。一方、平成27年4月から始まった新教育委員会制度においては、教育長は常勤特別職であり、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する重要な役割(会議の主導者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者)を担うこととなり、残任期間の定めがない常勤特別職である副市長と同様に、計画性をもって職務を全うするためにも、3年間の任期が確保されている必要がある。また、新制度においては、個別に首長が教育長を議会の同意を得て任命するため、他の教育委員と任期を合わせる必要はなく、補欠の者の任期を残任期間とする必要性はなくなった。</p> <p>また、教育長をあえて一時不在することは、各地方公共団体の教育行政に大きな支障を及ぼすと考える。</p> <p>【支障の解決策】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書が規定する補欠の教育長の残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるようにする。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第五条</p>	文部科学省	羽後町、浜松市、島根県、熊本市	支障として、現役の校長を教育長に任命する際の例を示しているが、教育長は学校長の経験者である必要はないことから、制度改正の必要性や具体的な支障が明確に示されているとはいえないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
39	群馬県市町村総合事務組合、桐生市、太田市、沼田市、館林市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、川場村、みなみ町、明和町、千代田町、大泉町、桐生地区医療企業団、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、洪川地区広域市町村圏振興整備組合、沼田市外二箇村清掃施設組合、太田市外三町広域清掃組合、群馬東部水道企業団	B 地方に に対する規制 緩和	11_その他	一部事務組合の規約の変更に関して、一部事務組合の構成団体の名称を変更するための規約変更に係る関係地方公共団体議会の議決要件の廃止	<p>【現行制度について】 一部事務組合の規約を変更しようとする場合には、原則として関係地方公共団体の協議について当該関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことが規定されている。</p> <p>【支障事例・制度改正の必要性】 市の市制移行や一部事務組合の名称変更などであって市町村合併や一部事務組合の統合を伴わないものについては、単にその地方公共団体の名称が変更されるのみで、団体としての同一性は維持されていることから、これら的事情は共同処理に影響を及ぼすおそれはないが、現行制度では、このような場合における規約の変更であっても全構成団体の議会の議決を要することになる。</p> <p>特に一部事務組合の名称変更については、この名称変更に係る当該一部事務組合の構成団体の議会の議決も必要となるところ、当該議決から当該名称変更日までに時間的余裕がない場合も多く、当該名称変更に伴う規約の変更の手続の中でも、開催時期がある程度決まっている構成団体の議会の議決を得ることに大きな事務負担となっている。</p> <p>当組合は61団体で構成されており、規約変更の際には、この61団体全ての団体の議会の議決が必要となる(本組合のように数十団体(あるいは100を超える団体)で構成されている一部事務組合は、全国的に存在する。)。</p> <p>【支障の解決策】 上記支障事例のような当然に規約変更を行うこととなる場合において、規約の変更に当たり構成団体の議会の議決を不要とすることで、規約の変更の手続が簡略化・効率化され、構成団体の議会の開催時期にかかわらず手続を進めることができ、大幅に関係地方公共団体の事務負担が改善されると考える。</p>	<p>地方自治法第286条第1項及び第290条</p>	総務省	宮城県、埼玉県、新潟県市町村総合事務組合、山梨県市町村総合事務組合	<p>平成29年提案募集管理番号109において本提案と同様の議論があったが、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月20日閣議決定)には、本件に関する内容は記載されなかった。この際に、総務省から、「一部事務組合の規約は、その組織及び運営の根本原則であって、その内容は構成団体を拘束して構成団体の権能に影響を及ぼし、共同処理するものとされた事務は、規約に定められた構成団体の権能から除外される。このため、構成団体の名称の変更に伴う規約の変更であっても、関係地方公共団体の議会の議決の対象から一律に外すこととは適当でない。」また、「地方公共団体の議会の議決事項について」には、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、当該議会において轻易な事項として判断しその議決により指定した場合には、専決処分の対象として差し支えなく、一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の議会の議決を指定可能なものであり、それぞれの地方公共団体においてご判断いただくべき事項と考えている。」との回答があったところ。</p> <p>本提案では、情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。</p>

40	群馬県市町村総合事務組合、桐生市、太田市、沼田市、館林市、藤岡市、安中市、みどり市、棟東村、吉岡町、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、川場村、みなみみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、静岡県、桐生地域医療企業団、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、浅川地区広域市町村圏振興整備組合、沼田市外二箇村清掃施設組合、太田市外三町広域清掃組合、群馬東部水道企業団	B 地方に に対する規制 緩和	11_その他	一部事務組合の規約の変更について、一部事務組合の構成団体が解散又は消滅する場合における地方自治法第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係る規約の変更について、関係地方公共団体議会の議決を不要とするよう要件の見直しを求める。	<p>【現行制度について】 一部事務組合の規約を変更しようとする場合には、原則として関係地方公共団体の協議について当該関係地方公共団体の議決を経なければならないことが規定されている。</p> <p>【支障事例・制度改正の必要性】</p> <p>市町村合併により市町村が消滅する場合であって合併後の市町村が共同処理に加入しない場合や、一部事務組合が解散する場合には、当該消滅又は解散する構成団体は存在しなくなるのであるから、当然に規約を変更する必要がある。</p> <p>その変更内容は「構成団体から、〇〇(団体名)を削除する。」という軽微な内容であるにもかかわらず、現行制度では、このような場合における規約の変更であっても全構成団体の議決を要することになる。</p> <p>当組合は61団体で構成されており、規約変更の際には、この61団体全ての団体の議会の議決が必要となる。(本組合のように数十団体(あるいは100を超える団体)で構成されている一部事務組合は、全国的に存在する。)</p> <p>【支障の解決策】</p> <p>上記支障事例のような当然に規約変更を行うこととなる場合において、規約の変更に当たり構成団体の議会の議決を不要とすることで、規約の変更の手続が簡略化・効率化され、構成団体の議会の開催時期にかかわらず手続を進めることができ、大幅に関係地方公共団体の事務負担が改善されると考える。</p>	地方自治法第286条第1項及び第290条	総務省	埼玉県、新潟県市町村総合事務組合、山梨県市町村総合事務組合	平成29年提案募集管理番号109において本提案と類似の議論があったが、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)には、本件に関する内容は記載されなかった。この際に、総務省から、「一部事務組合の規約は、その組織及び運営の根本原則であって、その内容は構成団体を拘束して構成団体の権能に影響を及ぼし、共同処理するものとされた事務は、規約に定められた構成団体の権能から除外される。このため、構成団体の名称の変更に伴う規約の変更であっても、関係地方公共団体の議会の議決の対象から一律に外すことは適当でない。」また、「地方公共団体の議会の議決事項については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、当該議会において轻易な事項として判断しその議決により指定した場合には、専決処分の対象として差し支えなく、一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の議会の議決も指定可能なものであり、それぞれの地方公共団体においてご判断いただくべき事項と考えている。」との回答があったところ。 本提案では、情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
----	---	-----------------------	--------	--	---	----------------------	-----	-------------------------------	---

41	群馬県市町村総合事務組合、桐生市、太田市、沼田市、林市、藤岡市、安中市、みどり市、様東村、吉岡町、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、長野原町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、川場村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、桐生地域医療企業団、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、沼田市外二箇村清掃施設組合、太田市外三町広域清掃組合	B 地方に に対する規制 緩和	11_その他	複合的・一部事務組合の構成団体が一部の事務のみ共同処理事務のみをとりやめようとする場合における当該事項のみに係る規約の変更について、関係地方公共団体の議会の議決を不要とするなど要件の見直しを求める。	<p>【現行制度について】 一部事務組合の規約を変更しようとする場合には、原則として関係地方公共団体の協議について当該関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことが規定されている。</p> <p>【支障事例・制度改正の必要性】 複合的・一部事務組合において2以上の事務を共同処理している構成団体がこれらの事務のうちの一部の事務の共同処理をとりやめようとする場合には、一部事務組合から脱退しようとする場合と異なり、地方自治法第286条の2第1項の規定による脱退(以下「予告脱退」という。)のような制度がないため、必ず通常の規約の変更の手続によらなければならぬので、1つでも構成団体の議会の議決を得られなければ共同処理事務のとりやめが認められない。 このような状況は、共同処理をとりやめようとする事務以外の事務については引き続き共同処理を希望する構成団体とその他の構成団体との間の関係性に支障をきたすおそれがあり、また、平成24年の地方自治法の改正により予告脱退の制度が導入された趣旨(一部事務組合からの脱退手続の簡素化・弾力化)にも沿わないものと考えられる。</p> <p>【支障の解決策】 上記支障事例のような場合において、規約の変更に当たり構成団体の議会の議決を不要とすること又は一部の事務の共同処理をとりやめようとする場合にも予告脱退と同趣旨の規定を設けることによって、より柔軟な対応が可能となり、支障事例の解決が図られるものと考える。</p>	<p>地方自治法第286条第1項、第286条の2第1項及び第2項並びに第290条</p>	総務省	埼玉県、新潟県市町村総合事務組合	平成29年提案募集管理番号109において本提案と類似の議論があつたが、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)には、本件に関する内容は記載されなかった。この際に、総務省から、「一部事務組合の規約は、その組織及び運営の根本原則であって、その内容は構成団体を拘束して構成団体の権能に影響を及ぼし、共同処理するものとされた事務は、規約に定められた構成団体の権能から除外される。このため、構成団体の名称の変更に伴う規約の変更であっても、関係地方公共団体の議会の議決の対象から一律に外することは適当でない。」また、「地方公共団体の議会の議決事項について」には、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、当該議会において軽易な事項として判断しその議決により指定した場合には、専決処分の対象として差し支えなく、一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の議会の議決も指定可能なものであり、それぞれの地方公共団体においてご判断いただくべき事項と考えている。」との回答があつたところ。 本提案では、情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
----	--	-----------------------	--------	---	---	--	-----	------------------	--

43	大阪府、福島県、神奈川県、兵庫県、和歌山県、関西広域連合	B 地方に 対する規制 緩和	07.産業振興	共済事業認可業務手続きに係る保険商品等の内容の妥当性の担保	中小企業等協同組合法(以下「法」という。)第9条の6の2により都道府県が行う共済規程の認可における共済事業及びその商品の妥当性の審査は、全国での公平性及び消費者保護の観点から、専門知識を有する国において判断することが望ましいと考える。 ただし、引き続き都道府県において事務を行う場合は、国において審査の基準となるマニュアルやガイドライン等を整備するとともに、適切な審査を行えるよう意見照会制度を創設されたい。	法の規定に基づき認可した事業協同組合のうち、法第9条の2第7項(中小企業団体の組織に関する法律において準用される同条項含む)に基づく共済事業を実施しようとする組合もしくは既に実施している組合が、共済規程の新規作成もしくは変更を行う際、行政庁の認可を受ける必要があるが、法上、そのほとんどを都道府県が担当することとなっている。 認可に係る審査項目となっている共済事業の内容については、その大部分が保険業法に基づくものであるが、当府には保険業法に係る審査等のノウハウが乏しいのが実情である。 保険業法に精通していない所管行政庁が共済事業について適切に審査を行うことは非常に困難であり、多くの時間を要するが、その分組合にとっても事業開始時期が遅れることになる。共済事業は組合の収支に多大な影響を及ぼすため、適正に審査を行うことが必要である。	中小企業等協同組合法第9条の2第7項、第9条の6の2	金融庁、経済産業省	長野県、山口県	本提案は、①中小企業等協同組合法に基づき都道府県が行っている共済規程の認可に係る審査のうち、共済事業やその商品の妥当性などの実質的な審査については国において行うこと、②国への意見照会制度の創設又はそれと同等の効果が確約される審査マニュアル等の整備を求める提案である。 ①については、地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必ずしも規制緩和の見直し)のいずれにも該当しないため、対象外として整理する。 ②については、当該認可是自治事務であり都道府県の判断に基づいて行われるべきものであるため、求める措置が実現することで、かえって地方への規制強化となる面がある。また、中小企業等協同組合法による共済事業の監督に当たっては、既に共済事業向けの監督指針が策定されているところ、中小企業等協同組合法による共済規程の認可に係る審査手続について、国への意見照会制度の創設又は更に審査マニュアル等の整備を求める必要性や支障が具体的に示されているとは言えない。したがって、「提案団体から改めて文障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。	
46	大阪府、福島県、京都府、埼玉市、兵庫県、奈良県、和歌山県、関西広域連合	B 地方に 対する規制 緩和	03.医療・福祉	町村における生活保護費の資金前渡(窓口交付)に係る法規定又は資金前渡手法の整備	生活保護法第19条第7項第3号に基づく町村における生活保護費の交付(いわゆる窓口払い)に関する法規定又は資金前渡手法の整備	福祉事務所を設置しない町村の長が、都道府県の福祉事務所長から求められた場合、被保護者に対して生活保護費(保護金品)を交付することは、執行機関としての町村長に委託された事務(すなわち町村の事務)とされている。そして、都道府県の福祉事務所から町村への生活保護費の受け渡し方法として、資金前渡の方法が採られているが、町村において生活保護費の紛失等が発生しても町村長個人が責任を負うことないように、法規定又は資金手渡し手法の整備を行うこと。 (例①:地方自治法施行令第161条第3項に基づき、都道府県の福祉事務所長が町村長であるとされているため、町村において生活保護費の紛失等が発生した場合には、その賠償責任や服務上の責任を町村長個人が負うことになってしまい、町村の協力を得ることが難しくなるおそれがある。 窓口払い縮減の方針ではあるものの、一定窓口対応せざるを得ない場合もあり、町村の協力を得ることが難しくなれば、被保護者が最寄りの町村役場で生活保護費を受ける窓口払いが機能しなくなり、被保護者が不利益を被ることとなる。 あるいは、一時は町村が紛失した生活保護費を公金で賠償し、町村長への求償は別途当該町村が二次的に判断する手法を整えること。 町村における窓口からの出金までとし、出金以後の保管等は町村の責務とするなど、個人としての町村長の責務を最小化する手法を考案し、自治体に対して明示する。)	福祉事務所を設置しない町村の長が、都道府県の福祉事務所長から求められた場合、被保護者に対して生活保護費(保護金品)を交付することは、執行機関としての町村長に委託された事務(すなわち町村の事務)とされている。そして、都道府県の福祉事務所から町村への生活保護費の受け渡し方法として、資金前渡の方法が採られている(地方自治法施行令第161条第3項に基づき、都道府県の福祉事務所長が、町村長を必ずしも資金前渡職員に指定した上で、資金前渡を行う。) しかし、地方自治法施行令において、資金前渡職員は、執行機関としての町村長ではなく、個人としての町村長であるとされているため、町村において生活保護費の紛失等が発生した場合には、その賠償責任や服務上の責任を町村長個人が負うことになってしまい、町村の協力を得ることが難しくなるおそれがある。 窓口払い縮減の方針ではあるものの、一定窓口対応せざるを得ない場合もあり、町村の協力を得ることが難しくなれば、被保護者が最寄りの町村役場で生活保護費を受ける窓口払いが機能しなくなり、被保護者が不利益を被ることとなる。	・生活保護法第19条第7項第3号 ・地方自治法施行令第161条第3項	厚生労働省	宮城県、高知県	関係省庁にて法解釈等について確認を行った結果は下記のとおりであり、都道府県や市、福祉事務所設置町村と福祉事務所を設置していない責任主体を比較した際に明確な相違は見られず、制度改正の必要性や具体的な支障が明確に示されていないとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。 ①生活保護法第19条第7項に基づき、保護の実施機関等からの求めに応じて、町村長は保護金品の交付を行ふものとすること正在されているが、これは、執行機関としての町村長が担う業務であり、前渡資金にかかる出納、保管等の実際経理業務を当該町村の職員をして行わせることを妨げるものではないこと。 ②また、地方自治法第243条の2の2に規定されているとおり、保管に係る現金等を亡失した場合に賠償責任を負う者は会計管理者や支出等の業務を直接補助する職員も含まれることから、事業の内容に応じて、実際に前渡しを行った者についても賠償責任が及ぶことになり、すべからく町村長が個人的に賠償責任を負うわけではないこと。
52	東浦町	B 地方に 対する規制 緩和	11_その他	随意契約ができる金額の見直し	随意契約によることができる予定価格について、契約の種類が「工事又は製造の請負」である場合の上限金額を引き上げる規制緩和	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める、いわゆる「少額随意契約」については、「金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたゞらに増大し、能率的な行政運営を阻害する」を鑑みたものである。しかし、その契約の種類及び額を規定する別表第5において定める限度額は昭和57年10月の第37次改正法の施行時から改正されておらず、特に別表5中「工事又は製造の請負」の限度額については、建設工事費の状況(75.9(1982年度)→100.0(2015年度)→113.2(2021年度(暫定))【出典】建設工事費データーベース、建設総合(国土交通省))や消費税の導入経過(平成元:3%→平成9:5%→平成26:8%→令和元:10%)等から、改正法施行当時の水準から大きく乖離している。 今後、技能労働者の高齢化・担い手不足から働き手確保に向けて労務単価が上昇し、競争入札に係る事務量が増大することが見込まれることからも、随意契約の限度額を少なくとも改正施行当時と同程度の水準に引き上げることが適正である。 また、限度額が都道府県と市町村とで相違すること(「工事又は製造の請負」は都道府県250万円、市町村130万円)について、競争入札に付する手間は自治体の規模や契約金額に関わらず同等である上、対象事業者は当該地域において概ね同じであることから、金額差を設ける必要性はない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、別表第5	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、別表第5	総務省	松本市、浜松市、名古屋市、安来市、倉敷市、五島市、熊本市	本提案と同様の提案である平成30年提案募集管理番号199の関係府省からの2次回答などにおいては、「現行規定による随意契約が可能な契約の種類及び金額の範囲(以下「少額随意契約」という。)は、国の少額随意契約の要件や地方公共団体の財政規律等を勘査して定められていることから、国の少額随意契約の要件との均衡を図る必要がある」とされているところ、現時点において、国における少額随意契約の要件の見直しの動きは見られない。近年の物価の変動はあるものの、実際に物価の変動等により一般競争入札を行う契約が増加することで地方公共団体の契約事務の事務量も増加しているとの支障事例は示されておらず、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

59	宮城県、仙台市、岩沼市、登米市、東松島市、蔵王町、女川町、山形県、広島県	B 地方に 対する規制 緩和	03.医療・福 祉	技能実習生における介護職員配置基準の緩和	介護職の技能実習生については、介護施設側が日本語能力を加味するなどして、6月の経過を待たずとも、配置基準の職員とみなす取扱いとなるよう、要件の緩和を求める。	介護人不足については、福祉専攻の専門学校や大学の定員減少から新卒採用が困難な状況が続いていることから、年々深刻さを増しているため、介護関係団体より人材確保についての実効性のある取組について要望されている。また、団塊の世代が全員後期高齢者となる2025年には、高齢者と介護職員の需給ギャップがさらに進展することから、一層の介護職員確保が必要であるにも関わらず、職員が充足されないために、利用定員数に対して定員割れせざるを得ない事態となることが懸念され、安定的な運営が困難となる恐れがある。そこで、介護職の技能実習生の受け入れを進めるべきであるが、実習を開始した日から2ヶ月を経過しなければ、配置基準上の職員とみなされないことから、地方における慢性的な職員不足の解消に至っていない現状にある。	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第3項、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について(平成29年9月29日社援発0929第4号老発0929第2号)	厚生労働省	盛岡市、ひたちなか市、高崎市、山梨県、浜松市、南知多町、高知県	外国人の技能実習の適切な実施及び技能実習生の保護に関する法律第3条第2項において、「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われなければならない」とされていることから、本提案は人材不足を背景とした提案となっており、技能実習生に係る労働力確保を目的とした提案を、地方分権提案として取り扱うのは不適当である。したがって、労働力確保以外の目的や効果が示された場合に調整の対象とすることとし、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
63	伊勢崎市、群馬県、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、棟東村、吉岡町、上野村、甘楽町、中之条町、片品村、みなかみ町、玉村町、大泉町	B 地方に 対する規制 緩和	03.医療・福 祉	高額障害福祉サービス等給付費等における控除の対象とする給付費の見直し	高額障害福祉サービス等給付費等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2に規定される高額障害福祉サービス等給付費並びに「児童福祉法第21条の5の12)に規定される高額障害児通所給付費及び同法第24条の6に規定される高額障害児通所給付費及び同法第61条の2に規定される高額医療合算介護予防サービス費を除外することを求める。	高額障害福祉サービス等給付費等の支給事務において、高額医療合算介護(予防)サービス費が併給調整の対象となっているため、高額障害福祉サービス等の支給対象となるサービス利用月から長期間が経過してから同給付費を支給することとなっており、受給対象者はその支給を待つ間、一時的であっても経済的負担を強いられ、その期間は長期に渡っている。さらに、支給に時間を要していることから、受給者が死亡し相続人が見つからないなど、支給が困難となるケースが生じている。また、高額医療合算介護(予防)サービス費等の支給を待たずに高額障害福祉サービス等給付費等を支給することは可能であるが、支給後に返還請求を行うケースが生じる。その場合、受給者へ返還に係る説明を行うこととなるが、制度が複雑であることに加え、サービスの利用や高額障害福祉サービス等給付費等の支給から長期間が経過した後に返還を求めることとなるため、対象者から理解を得ることが困難である。高額障害福祉サービス等給付費等における高額医療合算介護(予防)サービス費との併給調整については、制度が複雑かつ調整の対象となる受給者が少数であるため、システム開発は費用対効果が期待できず手作業での事務となっていること、並びに給付費の算定や返還に関する事務が煩雑であることにより、事務コストが膨大である。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の4第2項及び第43条の5第6項第2号並びに「児童福祉法施行令第26条の5第1項第5号及び第27条の4第1項	こども家庭庁、厚生労働省	旭川市、苫小牧市、横浜市、川崎市、長野県、兵庫県、笠岡市、大村市、熊本市	提案団体からは、受給者に一時的な経済的負担が生じること、受給者に対する返還請求に係る事務が煩雑であること等が支障事例として示されているが、部局間での代理受領による対応が可能であること等に鑑みると、高額障害福祉サービス等給付費の併給調整対象から高額医療合算介護(予防)サービス費を除外するよう求めるに足る制度改革の必要性が具体的に示されているとは言えないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
66	秋田県、能代市、由利本荘市、湯上市、大仙市、八郎潟町、羽後町、東成瀬村	B 地方に 対する規制 緩和	03.医療・福 祉	児童福祉に係る基準省令の早期公 布	各種福祉関係施設の人員、設備等の基準を定めている「基準省令」について、地方自治の本旨である住民自治(地方議会における審議、住民参画等)の重要性に鑑み、早期に公布していただきたい。	児童福祉施設等の基準は、法律で規定されているもののほか、基準省令に規定される。「基準省令」は条例への委任規定があり、地域に合わせて設定できるようになっている。このため、県では十分な時間をかけ、関係機関や団体、県民と検討を重ねる必要がある。しかし、今回は「基準省令」の公布から県の議案提出まで約1か月程度の期間であり、十分な検討・審査の上、条例に反映するための時間が確保できていない。パブリックコメントや事業者への周知などに十分な期間を確保できず、県民の意見の反映や、事業者等が事業を検討する機会を失っている。さらに、公布された省令に誤りがあり、施行日(令和5年4月1日)直前の3月になってからその内容が改められることになったが、官報への正誤の掲載が議会閉会中に間に合わず、議案を取り下げ、議会閉会後に知事の専決処分をすることとなり、地方議会における十分な審議ができていない。また、条例の公布時期が遅れたことで、事業者等への十分な周知期間を確保できなかった。これら議会対応方針及び修正内容の検討、その他基準省令の誤りへの対応に膨大な作業時間が発生し、関係職員は長時間労働を余儀なくされ、働き方改革の観点からも大きな支障が生じた。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	旭川市、いわき市、千葉市、川崎市、新潟市、長野県、京都府、大阪府、兵庫県、高知県、熊本県、宮崎県、沖縄県	本提案は基準省令の改正がある際に早期公布を求めるものである。今回支障に挙げられた基準省令「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」は、定期的に改正が行われるものではなく、当面、求められる措置の必要性を見出しづらいことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

73	市貝町	B 地方に 対する規制 緩和	02 農業・農 地	農業委員と農地利 用最適化推進委 員の併存配置に係 る是正について	農業委員会内の農地利用最適化推進委員の設置を市町村の判断で行えるようにすること。	平成27年度の農業委員会法の改正により、農業委員に加えて農地利用最適化推進委員の設置が義務付けられた。改正前は17人の農業委員で活動を行っていたが、改正後は12人の農業委員と13人の農地利用最適化推進委員を設置。農業委員は農地法等の許認可業務を行い、農地利用最適化推進委員は現場活動を行うこととされているが、総員の増加および2つの委員を設置したことにより、農業委員が許認可や審議をするにあたり、農地利用最適化推進委員に判断を求めなければ、審議ができない一方、農地利用最適化推進委員だけでは現場活動の手が回らないため農業委員も從来どおりの現場活動を実施している。このことから、2つの委員の活動内容には大差がないが、農業委員会としては、2つの委員を設置し運用することが負担となっている。	農業委員会等に関する 法律第17~25条	農林水産省	宮城県、高松市、熊 本市	規制改革推進計画(令和3年6月18日閣議決定)において、「農林水産省は、農地利用の最適化の推進に向けた農業委員会(農業委員、推進委員)と市町村・農地中間管理機構等関係機関との役割・責任分担及び連携の在り方に関するガイドラインを発出し、周知徹底する。」とされるなど、政府として農業委員と農地利用最適化推進委員の役割を明確化しながら農地利用最適化推進委員の活動を通じた農地利用の最適化推進に取り組んでいることを踏まえると、本提案は制度改正の必要性や事務上の具体的な支障が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
116	茂木町	B 地方に 対する規制 緩和	02 農業・農 地	農業委員化してい る農地利用最適化推 進委員の設置につ いては、市町村の 判断で行えるよ うにすること	農業委員化している農地利用最適化推進委員の設置については、市町村の判断で行えるようにすること。	平成27年の農業委員会法の改正により、農業委員に加えて農地利用最適化推進委員も設置することが義務付けられた。改正前は18人の農業委員で活動を行っていたが、改正後は10人の農業委員と12人の農地利用最適化推進委員を設置した。しかし、4名が農地利用最適化推進委員として増員となった以外は、前任として農業委員を務めていた者が、農地利用最適化推進委員に代わっただけであった。改正法の中で、農業委員は農地法等の許認可業務を行い、農地利用最適化推進委員は現場活動を行うこととされているが、総員が変わらない中で、2つの委員を設置したことにより、農地利用最適化推進委員だけでは現場活動に手が回らず、農業委員も從来通り現場活動を実施している現状となっている。許認可に係る現地調査は農地利用最適化推進委員だけでは対応できず、農業委員も加わり2名体制で行っている。農地ハトロールも同様の状況である。このように活動内容に差がないにもかかわらず、小さな市町村の農業委員会においては、議決権の有無によって立場に差がつくことが、人間関係の溝を生じ、議事運営などに悪影響を及ぼし、円滑な事務局運営の支障となっている。すでに、農地利用最適化推進委員からは、2つの委員を設置し運用することで立場に差が出来てしまったことによる、不満の声がある。この状況は、将来、農業委員や農地利用最適化推進委員の確保を困難にし、担い手不足に拍車をかけるものと危惧している。	農業委員会等に関する 法律第17~25条	農林水産省	宮城県、高松市、熊 本市	規制改革推進計画(令和3年6月18日閣議決定)において、「農林水産省は、農地利用の最適化の推進に向けた農業委員会(農業委員、推進委員)と市町村・農地中間管理機構等関係機関との役割・責任分担及び連携の在り方に関するガイドラインを発出し、周知徹底する。」とされるなど、政府として農業委員と農地利用最適化推進委員の役割を明確化しながら農地利用最適化推進委員の活動を通じた農地利用の最適化推進に取り組んでいることを踏まえると、本提案は制度改正の必要性や事務上の具体的な支障が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

135	名古屋市	A 権限移譲	03.医療・福祉	地域医療介護総合確保基金について、指定都市において設置ができるようにすること(指定都市において、主体的に施策を推進できるよう、都道府県からの資源配分を伴う形での指定都市における基金の設置)また、必要に応じて法定の医療計画を指定都市でも定められるようにすること	地域医療介護総合確保基金について、指定都市において設置ができるようにすること(指定都市において、主体的に施策を推進できるよう、都道府県からの資源配分を伴う形での指定都市における基金の設置)また、将来的には都道府県が定めることとなっていいる地域医療構想を含む医療計画についても、地域の実情を把握し、医療政策の実績を有している指定都市が直接的に関わることできるよう、必要に応じて法定の医療計画を指定都市でも定められるようにすること。	医療介護総合確保促進法に基づく令和4年度愛知県事業計画では、基金を財源として、2025年に向けた医療・介護のサービス提供体制の改革を推進するため、医療分として医療従事者の確保に関する事業を中心に28.1億、介護分として75.3億を活用し事業が実施されている。これは県域としての課題解決を図るものであるが、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築といった本市が抱える将来的な課題解決のための事業には基金が活用できておらず、特に医療分野でのさらなる基金の活用が必要である。地域住民に直結する基礎自治体である市町村の取り組み等を積極的に県計画に取り入れていくことが、地域医療構想の達成には不可欠であると考える。 ※愛知県医療介護総合確保基金 令和4年度造成本額 10,335.574千円 (医療分2,809,443千円、介護分7,526,131千円) 基金残高(R5/3/30現在) 28,141,862.254円	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条、医療法第30条の4	厚生労働省	札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、高崎市、高知県、熊本市	医療計画の策定権限等の移譲については、平成26年提案募集管理番号660及び678において議論があつたが、全国知事会・全国市長会・全国町村会から合意が得られず、厚生労働省からも「医療計画の策定権限等について」は、引き続き、都道府県において実施すべきである。」とされた。地域医療介護総合確保基金の計画策定権限移譲については、平成28年提案募集管理番号147において議論があつたが、全国知事会・全国市長会・全国町村会から合意が得られず、厚生労働省からも「地域医療介護総合確保基金について」は、都道府県全体として医療計画と整合性のある医療提供体制を整備するために、広域的な観点から都道府県計画を策定する必要がある。」とされた。その後、医療計画については、平成27年、平成28年にも同様の提案が提出され、地域医療介護総合確保基金については、平成29年、平成30年に同様の提案が提出されたが、どちらも新たな情勢変化等がなく、全国知事会等の合意も得られていないため「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」とされた。本提案についても、提案団体において改めて議論すべき論点が示されたとは言えず、現時点において、厚生労働省における医療計画及び地域医療介護総合確保基金の権限見直しの動きも見られないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
136	名古屋市	A 権限移譲	05.教育・文化	特別免許状の授与権者について、都道府県の教育委員会から指定都市教育委員会に権限移譲する	特別免許状の授与権者について、都道府県の教育委員会から指定都市教育委員会に権限移譲する	市教育委員会は、特別免許状を授与する権限がないため、優れた知識経験等を有する社会人を任用したい場合に、県教育委員会に申請し認めてもらう必要がある。このことにより、優秀な人材を確保したいときに適切なタイミングで免許状を授与することができない。特別免許状を授与する権限がないため、指定都市教育委員会が免許状を授与したいと考える優秀な人材だと認めたとしても、県教育委員会における優秀な人材の捉え方が異なる場合、その者に対して実際に免許状を授与できない場合がある。各自治体の固有のニーズを捉えた人材確保及び深刻化する教員不足の根本的な解決のため、自治体内でのみ効力を有する特別免許の授与に係る事務の権限移譲は必要不可欠である。柔軟な特別免許の授与の実施にあたっては、構造改革特別区画法第19条の規定や自治体間での調整ではなく、権限移譲により各自治体で主体的に授与の基準を設定する必要があると考える。令和5年第5回経済財政諮問会議においても「特別免許制度・特別非常勤講師の活用促進等による、企業人等の教員としての活躍推進を通じ、教員の狙い手確保に向けた取組を加速すべき。」との意見が出ており、教員人材確保は教育の分野にとどまらず国全体における大きな課題となつており、特別免許状の活用促進に向けた権限移譲はその解決の一助となると考える。	教育職員免許法第4条及び第5条	文部科学省	さいたま市、川崎市、相模原市、大阪市、熊本市	平成28年提案募集管理番号561においても示されているとおり、現行制度上においても構造改革特区制度の活用により、示されている支障事例については解消されることが見込まれることから、制度改正の必要性や具体的な支障が明確に示されているとはいえず、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

138	広島県、宮城県、中国地方知事会	B 地方に對する規制緩和	11_その他	一斉調査(調査・照会)システムによって国から都道府県・市・区町村に直接発出される通知については、別途都道府県から市区町村へ通知することは不要であることを明示するよう求める。 また、都道府県から市区町村への通知が必要となる通知については、原則として、一斉調査システムを使用せずに、国から都道府県へ個別にメール等で通知する方法に改めることを求める。	一斉調査システムによって国から都道府県・市・区町村に直接発出される通知については、別途都道府県から市区町村へ通知することは不要であることを明示するよう求める。 また、都道府県から市区町村への通知が必要となる通知については、原則として、一斉調査システムを使用せずに、国から都道府県へ個別にメール等で通知する方法に改めることを求める。	国からの各種通知において、一斉調査システムを通じて都道府県及び市区町村に一斉に通知が届いた後、別途国から都道府県に市区町村への通知依頼がメール(鑑文がPDFにより添付されているもの)により届き、その鑑文の中で改めて市区町村への通知を依頼されることがある。 また、都道府県内の市区町村及び市区町村議会への通知を必要とする内容が含まれると、システム上既に市区町村に届いているにもかかわらず、都道府県で改めて同内容の市区町村に対する通知を作成・起案・施行(合計30分程)することとなる。	-	総務省	青森県、岩手県、神奈川県、三重県、島根県、高知県	本提案は、一斉調査システムにより総務省から都道府県及び市区町村に届く通知について、別途都道府県から市区町村への通知が必要な場合と不要な場合とに分けて見直しを求めるものであるが、都道府県から市区町村へ通知が必要な場合については、現在も総務省から都道府県へ別途依頼メールが届いているため、市区町村への通知文を作成し送付する作業自体は変わらず、求める措置の実現により提案団体の事務負担が軽減されるか不明確であり、制度改正の必要性や効果等が具体的に示されているとは言えない。したがって、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
153	福島県、栃木県、川崎市	B 地方に對する規制緩和	09_土木・建築	建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し	建築基準法における建築基準適合判定資格者検定の受検資格について、「一級建築士試験に合格した者」ではなく、「一級建築士試験の学科の試験に合格した者」とするよう要件の見直しを求める。	【現行制度について】建築基準法において、建築確認等の事務を司るため県等に建築主事を置く必要があり、建築主事は、建築基準適合判定資格者の登録を受けた者のうちから県知事等が命じることとなっている。 【支障事例】一級建築士試験の合格者が年々減少していることから、建築基準適合判定資格者検定の受検者も減少しており、将来的に建築主事に從事する有資格者が不足し、建築行政に必要な建築主事数が確保できなくなるおそれがある。 資格所有者の減少に伴い、特定の人物を建築主事として任命せざるを得なくなり、結果として資格所有者が、その他の部署に異動し難くなっている。 【制度改正の必要性】一級建築士試験は、合格率10%程度と難関であり、建築基準適合判定資格者検定の受検資格を得ることが、高いハードルとなっていることから、受検資格の見直しが必要である。 【支障の解決策】一級建築士試験は、1次試験が建築全般の知識が求められる学科試験、2次試験が設計製図能力が求められる製図試験となっている。 建築基準適合判定資格者に求められる能力として、製図能力は必要不可欠なものではないことから、検定の受検資格を「一級建築士試験の学科の合格者」に緩和することで支障が解決すると考える。	建築基準法第4条、第5条第3項	国土交通省	千葉市、文京区、松本市、延岡市	令和4年提案募集管理番号16への措置として、建築主事等の継続的かつ安定的な確保のため、実務経験を建築基準適合判定資格者の登録要件とすること及び二級建築士による受検を可能とし、当該受検者を対象とした検定に合格した者は、建築副主事等として、小規模な建築物等に限り建築確認係事務を行なうことを可能とする建築基準法の改正を含む「第13次地方分権一括法」が成立している。 本提案は、当該改正と同様の目的で、建築基準適合判定資格者検定の受検資格のさらなる見直しを求めるものであるが、当該改正の効果を検証するに十分な期間が経過しておらず、また、現時点でさらなる情勢の変化や新たな支障事例等が明確に示されているとは言えないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
154	岡山市	B 地方に對する規制緩和	05_教育・文化	義務教育における「都道府県教育委員会の指導・助言及び援助」の規定並びに関係条文の対象からの指定都市の除外	市町村は、小学校及び中学校の設置義務を有している。加えて、指定都市は、学級編制基準・教職員定数・教職員の任免・給与の決定等の事務を執行しており、義務教育の実施に係る権限及び組織体制等は都道府県と同等である。 よって、義務教育においては、事務の適正な処理を図るために指定都市への必要な指導・助言・援助等について、道府県教育委員会ではなく、文部科学大臣によるものが適当であることから、「都道府県委員会の指導・助言及び援助」の規定及び関係条文の対象から指定都市を除外すべきである。	当市は独自の目標・指標を定めているにもかかわらず、県が各種計画等において、当市の数値を含んだ目標・指標を設定したことにより、市民にとってダブルスタンダードとなっている。なお、当市の数値を含んだ目標・指標を設定していることについて、県知事からは、地教行法第46条を根拠とする旨の発言があつた。 上記のことから、次のような不要な調整業務が発生している。 ①学力や問題行動等に関する全国調査結果の公表時に、市民の誤解を招かないよう、「当市分は除く」ことを明記するなど、当市から県に要請する必要が生じている。 ②県が実施する調査について、調査の法的根拠などを毎回確認する必要が生じている。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条4項に定める事務の処理について必要な助言・援助を求めることができるとされており(自治法第245条の4第3項)、担任する事務の管理及び執行について、市町村長から所管大臣に技術的な助言等を求めることが可能と必要に応じて、現行法上、文部科学大臣による助言等を得ることが可能である。また、都道府県教育委員会による指導・助言及び援助は教育行政の向上・改善等を期して行われるものであることに加え、非暴力的な関与にこだまるところから、指定都市の側では、これに従うべき義務は生じず、主体的な事務執行が行われることはない。したがって、今回示された支障をもって、都道府県教育委員会の指導・助言・援助対象から指定都市のみをあて除外するまでには至らないものと考えられるため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。	文部科学省	宮城県、千葉市、川崎市、浜松市、熊本市	本提案の事例については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条4項に定める事務の処理について必要な助言・援助を求めることができるとされており(自治法第245条の4第3項)、担任する事務の管理及び執行について、市町村長から所管大臣に技術的な助言等を求めることが可能と必要に応じて、現行法上、文部科学大臣による助言等を得ることが可能である。また、都道府県教育委員会による指導・助言及び援助は教育行政の向上・改善等を期して行われるものであることに加え、非暴力的な関与にこだまるところから、指定都市の側では、これに従うべき義務は生じず、主体的な事務執行が行われることはない。したがって、今回示された支障をもって、都道府県教育委員会の指導・助言・援助対象から指定都市のみをあて除外するまでには至らないものと考えられるため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

162	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、大洲市、四国中央市、久万高原町、鬼北町、愛南町、高知県	B 地方に 対する規制 緩和	03.医療・福 祉	社会福祉施設等施設整備事業における国と都道府県との協議の場を設けること	社会福祉施設等施設整備事業の採択に係る審査において国と都道府県との協議の場を設けること	厚生労働省から社会福祉施設等施設整備費補助金交付内示があつたが、都市部に偏った状況となっており、また、各都道府県に対して明確な理由が提示されることなく、不採択とされた。各都道府県では協議段階で予算措置が前提とされており、不採択とされた場合、予算編成に係る業務が徒労に終わるのみならず、知事や財政当局、要望団体等に対して不採択理由等の説明を行うなど、大きな負担が生じているうえ、採択方針や不採択理由が示されないため、説明にも窮している状況にある。整備施設の協議の際には、「書類審査だけではなく、本省や各支局において、各都道府県に対してヒアリングを実施するなど、「オープンな協議の場」を設けていただき、各都道府県の現場の声を踏まえて採択を行うことを検討されたい。 【参考】令和5年2月28日、令和4年度の社会福祉施設等施設整備費補助金(一般整備分)の二次内示について記者発表があり、全都道府県で41箇所、1,397,287千円の内示があつたことが公表された。採択の内訳では、中国、四国、九州地方の中で採択されたのは岡山県1件のみであった一方、人口の多い東京都は7件、茨城県は5件、愛知県は5件であるなど、一部の都道府県に大きく偏った採択状況であった。	-	厚生労働省	岩手県、仙台市、高槻市、兵庫県、徳島県、高知県、宮崎県	制度改革の必要性や具体的な支障が明確に示されておらず、また、「協議の場」を設けることで示されている支障が解決するかが不明確であるため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
167	岐阜県、愛知県、三重県、大阪府、高知県	B 地方に 対する規制 緩和	05.教育・文 化	養護教諭配置基 準の見直し	子どもたちのけがや病気の対応、健康診断などの保健管理、健康相談といった従来からの業務にとどまらず、学業や学校生活、こころの健康など生活全般に悩みを抱える子、保健室登校の子への対応など、社会の変化に伴い複雑化・多様化とともに業務が増大しており、繁忙期を中心として負担感が増している。特に、配置基準で複数配置が可能となる児童生徒数未満だが基準に近い学校においては、その負担感が顕著であり、コロナ禍での児童生徒の健康管理、健康診断時期などの繁忙期の業務対応に苦慮している。文部科学省では、令和5年度予算において新規に「学校保健推進体制支援事業」を立ち上げ、繁忙期や現役教諭の研修代替としてOB等を派遣できる経費の助成事業を創設したが、年度の途中で繁忙期や研修期間に絞って、必要資格を持った人材を確保することはかなり困難であり、学校現場の困りごとの恒久的な解消にはつながらない。 そうした状況下で、学校現場で児童生徒に適切に対応していくため、養護教諭の配置基準を見直す(引き下げる)とともに、児童生徒数や学校数・学級数に応じた配置基準のみならず、適時適切な養護教諭の配置が可能となるよう適切な措置を講じること。	義務標準法及び公立高標準法により、養護教諭の配置基準が定められている中、養護教諭に求められる役割が、社会の変化に伴い複雑化・多様化とともに業務が増大しており、繁忙期を中心として負担感が増している。 特に、配置基準で複数配置が可能となる児童生徒数未満だが基準に近い学校においては、その負担感が顕著であり、コロナ禍での児童生徒の健康管理、健康診断時期などの繁忙期の業務対応に苦慮している。 文部科学省では、令和5年度予算において新規に「学校保健推進体制支援事業」を立ち上げ、繁忙期や現役教諭の研修代替としてOB等を派遣できる経費の助成事業を創設したが、年度の途中で繁忙期や研修期間に絞って、必要資格を持った人材を確保することはかなり困難であり、学校現場の困りごとの恒久的な解消にはつながらない。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第8条、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第10条	文部科学省	旭川市、岩手県、宮城県、羽後町、茨城県、群馬県、富山県、美濃加茂市、可児市、瑞穂市、岐南町、川辺町、浜松市、京都府、八幡市、兵庫県、島根県、岡山県、広島市、山口県、高知県、熊本市、宮崎県	新型コロナ対策や悩みを抱える児童生徒への対応など養護教諭の負担が増加していることは背景事情としては理解するものの、具体的にどのくらい業務過多になっているのか等、支障が不明確であるため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

175	長野県、須坂市	B 地方に 対する規制 緩和	03 医療・福 祉	保育室に全国画一的な面積基準を課している保育室の居室面積の「従うべき基準」の「参酌すべき基準」への見直し	保育室に全国画一的な面積基準を課している保育室の居室面積の「従うべき基準」の「参酌すべき基準」への見直し	県内市町村によっては、保育所入所を希望する保護者が多く、既存の施設の居室面積では入所を希望する全ての児童を受け入れることが困難な状況が生じている	こども・子育て支援法、費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月31日内閣府告示)第32条など	こども家庭庁	旭川市、横浜市、相模原市、長野県、大阪市、熊本市	令和2年管理番号15「保育室等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更」において議論され、「令和2年の地方からの提案等に対する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)」のもと、「新子育て安心プラン」「令和2年12月21日公表」が取りまとめられた。この新子育て安心プランは、令和3年度から令和6年度末までの4年間の取組であり、現在も取り組まれている施策である。
176	長野県	B 地方に 対する規制 緩和	01 土地利 用(農地除 く)	公有地の拡大の推進に関する法律(以下「公拡法」といふ。)第5条第1項の地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出の対象となる土地に、地域再生法第5条第2項第1号に定める地域再生計画の区域を追加	公有地の拡大の推進に関する法律(以下「公拡法」といふ。)第5条第1項の地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出の対象となる土地に、地域再生法第5条第2項第1号に定める地域再生計画の区域を追加することを求める。	現行制度では都市計画区域外が申出の対象とならないことから、次のような支障が生じており、結果的に公有地の取得に遅れがでている。 ①都市計画区域を持たない市町村や合併した市町村の区域において、市町村が道の駅や診療所を設置しようとする場合、これらの事業の地権者は当該申出をすることができないことから、これらの事業に協力しても、公拡法に基づいて都市計画区域内の地権者が受けられる税制上の特例を受けることができない。 ②都市計画区域でない区域における公有地取得の交渉において、金額面で折り合わないときは、土地収用法第20条の事業の認定を受けることによる税制上の特例を活用することになるが、事業認定の申請には、作成する書類が多いこと、手数料がかかること、認定に一定の時間を要すること等、市町村の負担が大きい。また、事業の認定を行う都道府県においても、認定事務は現地調査の実施、認定内容の公告が必要となるなど事務量が多く、負担が大きい。 地域再生法第5条第2項第1号に定める地域再生計画の区域を追加すれば、都市計画区域外においても申出の対象とできることから、これらの支障は解決するものと考えられる。	公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項	内閣府、国土交通省	茨城県	本提案は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出の対象となる土地に地域再生計画の区域を追加することを求めるものであるが、地域再生計画の区域は地方公共団体が任意に設定することが可能であり、当該計画を作成する地方公共団体の全域を区域とするものが大多数である。したがって、求める措置を実現した場合には、買取り希望の申出の対象となる土地の区域を実質的に無限大に拡大することができるとなり、同法において買取り希望の申出の対象となる土地の区域に一定の限定期を設けている趣旨を没却することとなると考えられるが、そうした制度改正を求めるに足る制度改革の必要性や事務上の具体的な支障が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

177	福岡県、宮城県、福島県、九州地方知事会	B 地方にに対する規制緩和	05.教育・文化	宗教法人法への暴力団排除規定の追加	<p>[現状] 法定受託事務として、各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。暴力団員等が実質的に支配する宗教団体には、適切な法人運営を期待することは困難であるが、宗教法人等は、法人設立の次格事由として暴力団排除規定がないため、暴力団員等の関与を防止することができない。</p> <p>国が示すとおり、現行制度上でも解散請求や認証拒否を行うことができる規定は存在するが、暴力団等が関与した結果生じた反社会的行為に対する対応や税務等の行為に悪用される恐れのある不活動法人に対する対応は一定程度所轄庁の権限で行なうことができる一方で、「単に暴力団等が関与しているという事実」のみをもって、所轄庁の権限で規則の認証を拒否するなど、その関与を未然に防ぐ措置をとることは法令上困難である。</p> <p>[具体的な支障事例]</p> <p>(1) 宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行なうことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれをを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している(別添1、2、3、4)。</p> <p>(2) 宗教法人設立時、設立後において、暴力団は直接的には関与せず、実効支配している場合など規則の変更認証手続きなどが外形的に適切になされた場合は、仮に調査の結果、暴力団等の関与が分かつたとしても、認証拒否等の対応が困難である。</p> <p>別添5に示すとおり、福岡県内の宗教法人が暴力団関係者が関与している疑いがあると県民から情報提供があったが、県警察に照会する権限がなく、認証拒否することはできなかった。このため、認証後の現在も宗教活動を行なう限りは、特段の対応ができない状況である。なお、県警察への照会により暴力団関係者の関与が明らかになつたとしても、直接的な反社会的行為がなければ、役員の次格事項の規定がない現状では、認証拒否することはできなかつと思われる。その他別添6の事例によると、県警察から代表役員が暴力団との関与が疑われる等の情報提供があつたが、直接的な反社会的行為がなく、規則の変更認証手続きなどを適切になされいため、認証拒否の対応ができなかつた。</p> <p>なお、当県では、文化庁の「不活動宗教法人対策推進事業」を活用するなどして、不活動法人の解散命令申立や不活動疑い法人の調査を行なうなど、不活動法人対策を進めているところ、不活動法人と反社会的団体との関連の疑いがある場合には、宗教法人法上、不活動を事由に解散命令請求は行なうことができるものの、事務所備え付け書類等を毎年所轄庁に提出するなど宗教活動を継続して行なっている団体の場合には、公共の福祉に反する行為を行なう等しない限り対処することができず、上述のとおり、予防的措置を講ずることができない状況。</p> <p>(3) 法人設立後において規則の変更申請が無い場合についても、所轄庁において行使する権限が無く暴力団等の関与を防ぐ措置をとることが困難である。</p> <p>[類似法人の状況]</p> <p>なお、宗教法人と同様に公益事業を行なうことを目的とする法人のうち、社会福祉法人、NPO法人、公益財團法人及び公益社団法人については、既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。</p> <p>[新たな社会情勢の変化等]</p> <p>当該事案がマスコミや国会にて取り上げられた。</p> <p>(1) 令和5年2月6日の産経新聞・朝刊(2面及び22面)において、「本県など9県が、宗教法人法への暴力団排除規定を設けるよう要望しているが、国が認めていない旨」の記事が掲載される(別添7)。</p> <p>(2) 同年2月8日、衆議院予算委員会において、宗教法人の役員が暴力団関係者であることをチェックし、排除することは現行法上可能であるかとの立憲民主党・渡辺創議員の質問に対し、永岡文部科学大臣が答弁を行なったことにより、本提案に対する所管府省の考え方が明らかになつた。この答弁を受けて同議員が、「暴力団の関与により、脱税やマネーロンダリング等の犯罪に宗教法人が使われているとの疑いがある旨」を指摘した上で、上記(1)の件を取り上げて、国はきちんと受け止めて検討すべきだ、と発言(別添10)。</p>	<p>宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(規則の認証)、同法第22条(役員の欠格)、同法28条(規則変更の認証)、同法第81条(解散命令)、同法第87条の2(事務の区分)(別添8)</p>	文部科学省	大阪府、兵庫県、山口県、宮崎県	今回の提案で示されている支障事例に関しては、事実関係が不明確で、判断しないところがあり、憲法上の信教の自由に照らし、制度改正を求めるだけの合理性のあるものとまでは言い切れないのであることから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
190	福井県	B 地方にに対する規制緩和	03.医療・福祉	医療法人の設立の認可等に係る都道府県医療審議会の意見聴取を不要とすること等	<p>医療法において、都道府県知事が医療法人の設立、解散、吸収合併、新設合併、吸收分割および新設分割(以下「設立等」という。)の認可には、医療法、医療法施行令、医療法施行規則、厚生労働省発出の関連通知などに示されている基準等に基づき客観的な審査を行なっている。</p> <p>実際に医療審議会において、設立等の認可について諮問をしても、法令等に基づいて客観的な審査を行なったものについて、意見が出されることはない。</p> <p>医療法人の設立等の場合においては、その認可に当たり病院・診療所の管理者や診療行為の内容に変更がないケースが多く、地域の医療提供体制に影響を与えることはないとから、医療審議会において審議する内容がない。</p> <p>また、医療法人の設立等に当たり、医療審議会において地域の医療提供体制に与える影響を審査するのであれば、医療機関の開設を目的とする一般社団法人なども設立等に医療審議会への諮問が必要と考えられるが、医療法上はそうなっておらず、医療法人だけがその設立等に当たり医療審議会への諮問が必要とする医療法上の規定はそもそも不合理であり、なぜ医療法人だけが厳しい審査を受けなければならないのかという申請者の主張に回答ができない支障も生じている。</p> <p>これらのことから、設立等の認可について、一律に医療審議会への意見聴取を義務付けるのではなく、医療提供体制確保の観点から都道府県が影響ありと判断した案件については、その裁量により医療審議会に諮問することが適当である。</p>	<p>医療法第45条第2項、第55条第7項、第58条の2第55項、第59条の2、第60条の3第5項および第61条の3</p>	厚生労働省	茨城県、鳥取県、高知県、	<p>過去の類似する提案(平成26年提案募集管理番号189)の際に示された厚劳省見解と照らした際に、審議会への意見聴取が不要であると明確に判断される項目が示されたとは言い難く、また、現行制度上においても医療法施行令第5条の22により、一部の審議事項については部会において持ち回りで意見を聞くことも可能であることから、例えば、支障として示されている一人医師医療法人の法人化等の軽微な変更についても、自治体の裁量で簡素化した手続きで行なうことができるものと思料。</p> <p>従つて、制度改正の必要性や具体的な支障が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。</p>